

社会福祉法人千年会

理事、監事及び評議員の報酬支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人千年会理事、監事及び評議員の報酬支給基準を定めることを目的とする。

(基準)

第2条 社会福祉法人千年会定款第8条及び第21条の規定により、理事、監事及び評議員の報酬はこれを支弁しない。

附則

この基準は、平成29年4月1日から適用するものとする。